

平成24年度

埼玉県私立学校助成審議会議事録

## 平成24年度埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成24年 6月8日(金)

場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室C

出席者(11名)

長沼 威	竹並 万吉	細田 徳治	青木 徹
磯 哲也	山崎 彰	行武田抄子	今井 大輔
小林 玲子	西川 正純	野上 武利	

欠席者(0名)

事務局 倉上 総務部長  
関本 学事課長  
小俣 学事課副課長  
北村 高等学校担当主幹  
佐々木 幼稚園担当主幹  
野村 専修各種学校担当主幹  
古川 高等学校担当主査 中村 専修各種学校担当主査  
千木良 高等学校担当主任 塩濱 高等学校担当主任  
滝澤 高等学校担当主任 賀村 幼稚園担当主任  
老沼 専修各種学校担当主任

## 1 開 会

定足数を確認し、13時30分審議会を開会した。

## 2 会長の選出

今井大輔委員が会長に選出された。

## 3 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

## 4 議事録署名委員の指名

会長は、本年度の議事録署名委員として、野上武利委員、青木 徹委員を指名した。

## 5 諮問事項

## (1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成24年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0
平成24年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0
平成24年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針（案）について	承 認	賛11、否0

## (2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

## 6 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時40分閉会を宣言した。

平成24年 6月8日

議 長 今 井 大 輔

議事録署名人

委 員 野 上 武 利

委 員 青 木 徹

(別紙1)

学事第311号

平成24年6月8日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田清司

平成24年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成24年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）
- 2 平成24年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）
- 3 平成24年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）

# 平成24年度埼玉県私立学校助成審議会 次第

日時 平成24年6月8日（金）13時30分

場所 埼玉県県民健康センター 大会議室C

1 委嘱状の交付

2 委員及び事務局職員紹介

3 総務部長あいさつ

4 開 会

5 会長の選出

6 会長あいさつ

7 諮問書の手交

8 議事録署名委員の指名

9 諮問事項（3件）

（1）平成24年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）  
運営費補助金配分の基本方針（案）について

（2）平成24年度私立学校（幼稚園）  
運営費補助金配分の基本方針（案）について

（3）平成24年度私立学校（専修学校・各種学校）  
運営費補助金配分の基本方針（案）について

10 閉 会

【審議記録書】

開会 午後 1時30分

○司会 議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます学事課長の関本でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず、今回は第1回目の審議会ということになりますので、開会に先立ちまして委員の皆様には倉上伸夫埼玉県総務部長から委嘱状をお渡しいたします。

委員の席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのまま席でお待ちください。

(委嘱状交付)

○司会 続きまして、委員の方々をご紹介させていただきます。

長沼威委員でございます。

竹並万吉委員でございます。

細田徳治委員でございます。

青木徹委員でございます。

磯哲也委員でございます。

山崎彰委員でございます。

イテル武田抄子委員でございます。

今井大輔委員でございます。

小林玲子委員でございます。

西川正純委員でございます。

野上武利委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部長の倉上伸夫でございます。

学事課副課長の小俣英一でございます。

高等学校担当主幹の北村学でございます。

幼稚園担当主幹の佐々木徳孝でございます。

専修各種学校担当主幹の野村美加里でございます。

高等学校担当主査の古川泰之でございます。

専修各種学校担当主査の中村雅仁でございます。

審議会の事務を担当しております高等学校担当主任の千木良泉でございます。

高等学校担当主任の塩濱貴文でございます。

高等学校担当主任の滝澤正和でございます。

幼稚園担当主任の賀村美里でございます。

専修各種学校担当主任の老沼美香保でございます。

改めまして、私、本日司会を務めさせていただきます学事課長の関本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に先立ちまして、倉上総務部長からごあいさつを申し上げます。

○**倉上総務部長** 総務部長の倉上でございます。本日はどうもありがとうございます。

皆様方におかれましては、日ごろから県政に対しまして多大なるご協力をいただきますとともに、各方面からご支援をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

ご多忙であるにもかかわらず、本私立学校助成審議会の委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。

私立学校は、御存じのとおり、公立学校とともに公教育の一翼を担っておりまして、埼玉教育の振興のためには私立学校の教育条件の向上、それから、さらには学校運営の安定化を図ることが何よりも大事だというふうに我々は考えております。

本審議会では、そうした中にありまして、運営費補助金の配分の基本方針、これについてご審議いただくということで設置したものでございまして、東京都あるいは愛知県に続きまして全国で3番目に設置された審議会でございます。皆様には貴重なご意見をいただきながら、学校の運営費補助金の配分について、公平性、透明性をさらに高めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野でのご経験を踏まえまして、さまざまな見地からご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**司会** それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定めます定足数を満たしておりますので、ただいまから埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

ここで、議案の審議に入ります前に、現在空席となっております会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、埼玉県私立学校助成審議会条例第5条第1項によりまして委員の互選により定めるということになっております。現在会長が空席でございますので、事務局のほうで進行させていただきます。よろしく願いいたします。

会長の互選の方法につきましては、私立学校助成審議会管理運営要綱第4条によりまして、単記無記名の投票、または指名推選と規定されております。初めての審議会でございますが前例はないのでございますが、私ども学事課が所管しております別の審議会では投票のほか指名推選による選出の例もございます。

この際、会長の互選につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「よろしいでしょうか」と言う人あり)

○細田委員 今お話がございましたけれども、どなたもふさわしい方ばかりでございますけれども、学識経験者で委嘱をされました今井委員に指名で会長にご推薦申し上げたいと思っておりますが、よろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○司会 ただいま細田委員からご意見をいただいたわけですが、ほかの委員の方からご発言等はございますでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○司会 それでは、委員の了承が得られましたので、今井委員を会長とすることで皆様ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○司会 それでは、ご異議がございませんでしたので、今井委員を会長とすることと決定いたしました。

今井委員は会長席にご移動願います。

(今井委員、会長席につく)

○司会 それでは、ここで今井会長からごあいさつをいただきたいと存じますので、お願いいたします。

○今井会長 今井大輔でございます。お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様のご推挙によりまして、はからずも私立学校助成審議会初代会長の大役を仰せつかることになりました。まことに身に余る光栄でありまして、皆様に心

から感謝を申し上げます。

私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分基本方針についてご審議いただく場でございます。それぞれのお立場から貴重なご意見をいただき、実りある議論を尽くしてまいりたいと思っております。

議事の公正、中立な運営を心がけてまいる所存でありますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、倉上総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

(諮問書手交)

○司会 それでは、ここからの議事につきましては会長に進行をお願いいたします。

○今井会長 それでは、条例第6条第1項に基づきまして私が議長として議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、埼玉県私立学校助成審議会条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。

野上武利委員さん、青木徹委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。

埼玉県私立学校助成審議会条例第7条では、審議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決するときは公開しないことができると規定しております。今回の会議につきましては公開とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

傍聴者の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴につきましては3名おいでになっております。近藤文彦様、中浜邦夫様、城川雅士様。

以上でございます。

(傍聴者入場)

○今井会長 それでは、審議に入りたいと存じます。

今回の諮問事項は、平成24年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)に係る運

営費補助金配分の基本方針（案）、平成24年度私立学校（幼稚園）に係る運営費補助金配分の基本方針（案）、平成24年度私立学校（専修学校・各種学校）に係る運営費補助金配分の基本方針（案）の3点でございます。これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、私から、私立学校助成審議会及び運営費補助金配分の基本方針について概要をご説明させていただきます。

恐縮ですが、着席のまま説明させていただきます。

恐れ入ります、配付資料の中で、資料1、私立学校助成審議会及び配分の基本方針についてをご覧いただきたいと思っております。

まず、1としまして、私立学校運営費補助金でございますけれども、（1）補助金交付の目的として、運営費補助金は私立学校の教育条件の維持・向上、在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上の3つを目的として交付しております。

お手数でございますが、資料2、表のほうをご覧いただきたいと思っております。

資料2、私立学校運営費補助予算の概要をご覧ください。

運営費補助金の予算についてご説明いたします。

まず、運営費補助金の予算総額は、表の一番下の段の総合計にございますとおり、356億3,798万6,000円となります。

次に、上から3段目、高等学校（全日制課程）をご覧いただきたいと思っております。補助総額は小計の欄にございますとおり、135億9,739万5,000円となります。これを生徒1人当たりで割り戻しますと27万4,059円となります。

続きまして、次の段、4段目になりますが、幼稚園（学校法人立）をご覧ください。補助総額は187億8,843万円となります。園児1人当たりの単価は17万2,437円となります。

最後に、下から4段目、専修学校（高等課程）をご覧ください。補助総額は2,155万2,000円、生徒1人当たりの単価は7万4,060円となります。

その次の段、専修・各種学校（専門課程等）をご覧ください。補助総額は1億9,704万円、生徒1人当たりの単価は2万2,630円となります。

資料の1にお戻りいただきたいと思っております。

項目の2番目、私立学校助成審議会をご覧ください。

この審議会におきましては、知事の諮問に応じ私立学校運営費補助金配分の基本方針についてご審議をいただきます。

3の私立学校運営費補助金配分の基本方針でございますけれども、毎年度、運営費補助金の配分方法について見直しを行っているところでございますが、配分の基本方針は、この見直しの考え方を明示し、配分に当たっての基本的な方針を示すものでございます。

期待される効果でございますけれども、4の①にございますとおり、この審議会でのオープンな審議を経ることで補助金配分の透明性・公平性をさらに向上させるということ、また、②のとおり、政策誘導配分の内容を早い時期にかつ分かりやすく学校へ提示することで補助効果の拡大を図るというものでございます。

詳細につきましてはこれから具体の案を各担当からご説明させていただきたいと思っております。よろしくご指導賜りますようお願いいたします。

**○事務局** それでは、まず、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針についてご説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。A4縦の4枚ほどのページになってございます。

平成24年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）でございます。これについてご説明を申し上げます。

1の配分の基本的な考え方でございますが、配分に当たりましては基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠の中に必要な項目を組み入れてございます。

基礎配分とは、経常的な経費に対しまして予算の範囲内でその一部を補助するものでございます。人件費あるいは教育研究経費など、まさに運営の基本となる支出に対する補助でございます。

政策誘導配分でございますが、教育条件の向上、あるいは特色ある教育の実施など、県が進めてまいります私学行政への誘導を促進するための枠でございます。

具体的には2の基礎配分をご覧ください。

まず、（1）が高等学校でございます。

高等学校では、補助対象経費方式という配分方式を採用してございます。前年度

の各学校決算書の支出に基づきまして一定割合を補助するというものでございまして、経営実態を反映しやすい配分方式でございまして。左側の配分項目という欄に①から④までございましてけれども、決算書から人件費、教育研究費、管理経費、設備関係の支出を抜き出しまして、これに補助率を掛けまして補助額を算出してまいります。

次に、(2) 中学校、それから、(3) 小学校でございまして、こちらは単価方式という配分を採用してございまして。生徒1人当たり幾らという補助単価を設定しまして、生徒数を掛けて補助額を決定いたしますので、こちらは大変分かりやすい配分方式でございまして。

高校と小・中学校で配分方式が異なっておりますが、小・中学校につきましては埼玉県ではすべて高校に併設されてございまして。その教員の方々の中には、高校が本務であって、中学校も兼務という授業を受け持つ方が大変多くいらっしゃいます。このため運営の経費としては高校分がいわば本体と申しまししょうか、多くを占めるということでございまして。そこで高校の方に経営実態を反映しやすい補助対象経費方式を採用いたしまして、小・中につきましてはより簡素で補助額を計算しやすい単価方式ということを考えてございまして。

2ページをご覧ください。

政策誘導配分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、①生徒納付金水準補正でございまして。低額な生徒納付金で運営する学校に対しては加算、それから、少し高額な納付金の学校からは減算することで父母負担の軽減ということを図ってまいりたいと考えております。

次に、②学級規模補正でございましてけれども、1学級40人を基準といたしまして、40人以下の少人数学級で運営する学校へは加算、41人以上の場合には減算することで少人数学級編制を誘導したいというふうに思っております。

次に、③学校関係者評価実施加算でございまして、文部科学省が定めます学校評価ガイドラインに基づきまして学校評価を実施した学校、しかも学校関係者評価を実施した学校に加算することでこの学校関係者評価の積極的な実施を誘導したいというふうに考えております。

④専任教員充足加算でございましてけれども、専任教員1人当たりの生徒数が25人を下回る学校に加算することによって専任教員の充足を誘導しまして、教育環境の

向上を目指すものでございます。

それから、⑤特色教育加算でございますけれども、「世界に羽ばたく人材」、グローバルな人材の育成を促進するため、海外留学、あるいは特色あるIT教育、あるいは理科教育等の特色ある教育をする学校に加算をしていくものでございます。

なお、高校と中学につきましてはこの5項目の配分を使いますけれども、小学校につきましては⑤特色教育加算のみということを考えてございます。これは小学校につきましてはまだ県内に5校のみでございまして、うち4校は平成15年度以降の開校とかなり歴史も浅いということ、それから、学級規模補正等でございますけれども、現状で1学級当たりの生徒数は平均で30人ということで、少人数学級により質の高い授業が実施されているということなども考慮いたしまして、基礎配分の方に重点を置いた配分とさせていただいております。

続きまして、資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

今申し上げました方針でございますが、これが昨年からのどのように変更したのかというところについてご説明をさせていただきます。

今回の変更の趣旨でございますが、昨年度の補助金配分に当たりましては、基礎配分では学校の種別によって1項目から5項目、あるいは政策誘導配分としては9項目を設置してございました。これによりまして適正な配分が保たれる一方で、配分基準がちょっと複雑である、あるいは各学校でなぜこの補助金額になるのか分かりづらいという課題がございました。また、配分基準の各学校にお示しする周知の時期が年度末でございましたので、各学校が県の意図する配分の趣旨に合わせて事業を行うということが非常に困難という状況にございました。

そこで、今回の変更につきましては、まず、配分基準を簡素化することと、基準の作成を早期に行うということを目指しまして、年度当初の本日、審議会に基本方針をお諮りするものでございます。

まず、3ページの(1)基礎配分でございますけれども、①高等学校、それから、③小学校につきましては、昨年度と変更がございません。

②の中学校につきましては、従来は表の左側に配分項目にございますとおり、①の生徒数割から⑤の法人割までそれぞれ5項目について全体としての配当額を決めまして、県内総数のうちで各学校がどれくらいの割合を占めるか。ですから、①の生徒数割につきましては全県生徒数分のその学校の生徒数ということを配分してま

います。それを最後の⑤の法人割まで法人数で割ったものを加えまして算出をしていただきました。この方法ですと、各学校におきましては県内の総数を把握してごさいませんので、配分額を自分の手元で算出することができませんでした。そこで表の右側にごさいますとおり、項目は小学校と同じ生徒数割ということに統合いたしまして、補助単価と生徒数を掛けて補助額を算出するという方法に改めるものごさいます。これによりまして各学校で補助額を容易に算出することが可能となります。

次に、4ページに移りまして、政策誘導配分でごさいます。

先ほど申し上げましたが、昨年度はこの表の左側の項目にごさいますとおり、全部で9つあった配分項目を5項目にいたします。

まず、①、②、生徒納付金に係るものごさいますが、生徒納付金水準補正と納付金変更補正でごさいます。①の水準補正につきましては先ほどご説明したとおり、納付金の額に応じて加算減算を行うものごさいます。②生徒納付金変更補正につきましては、前年度より納付金を値上げた学校につきまして、値上げによる増収相当額を減算する、あるいは値下げした場合には減収相当額を加算するというものごさいました。これまでの基準ですと、例えば納付金額が年間80万円の学校でも、あるいはその半分の40万円の学校でも、値上げた場合はほぼ同様に減算されるということにしてごさいました。こうした項目は父母負担の軽減という観点では大変有効ではあったのでごさいますが、反面、納付金額の低い学校の経営改善を阻害してしまうという恐れもごさいました。このことを解消いたしますため、②の生徒納付金変更補正は①の水準補正と統合いたしまして、生徒納付金についてはその額に応じて配分することにいたしました。

ここで、ちょっと大きな資料になりますが、参考資料1という、横に長い資料ごさいますけれども、平成24年度私立学校運営費補助金（高等学校）配分基準新旧対照表イメージごさいます。まだ24年度の正式なものごさいませんので、イメージということでお捉えください。

これの2ページの上段ごさいます。

今回、納付金の変更補正を単純にたくすということではなくて、この表の上段、グレーの網かけ部分が今年度の変更箇所ごさいます。このグレーの部分の右側が23年度の基準ごさいますけれども、学校の規模につきまして、生徒数1,500人を

基準に2つに分けてございました。学校の規模によってそれぞれ経営効率に違いが生じますことから、今年度は720人以下という区分を設けて、2区分を3区分にいたしました。そしてご覧いただきますように納付金額が低いもの、この表の上のほうの場合は加算でございますが、加算の幅を大規模校では少し幅を縮めて、小規模校では大きく、逆に、減算をする場合、表の下のほうに向かってでございますが、この場合は大規模校では大きく、小規模校では小さくということで、小規模校にちよっと配慮した形をつくってございます。このような形で基準を統合して簡素化はいたしますけれども、父母負担を適切に軽減できるように取り組んでまいりたいと考えております。

お手数でございます、先ほどの資料3にお戻りいただけますでしょうか。

資料3の4ページでございます。

④学則定員遵守減額でございます。これは定員を超過している学校について減額をするというものでございます。中学校、高校につきましては、合格者の入学率、いわゆる歩留りというものが年度によってかなり上下をしているのが実態でございます。特に高校におきましては県立高校の影響というものを直接受けるものでございまして、埼玉県は公立高校の受験方式が変更されるたびに、この歩留りの予測が大変難しくなっているという状況でございます。つきましてはこの項目は削除いたしまして、定員超過につきましては、各学校の事情を慎重に考慮いたしましてきめ細かに指導してまいりたいと存じます。この指導に従わない場合、あるいはちよっと見込み違いということでは説明がつかないかなりの定員超過——おおむね30%程度というふうに考えておりますけれども、これにつきましてはやむを得ないことではございますが、運営費補助金の交付要綱に減額措置というものがございまして、こちらで対応していこうと考えてございます。

この要綱に定める減額措置でございますが、法人あるいは学校の運営等に問題がある場合、本来交付すべき補助金額を10%、20%というふうに割合を掛けまして減じるものでございます。今ご説明しました学則定員を大幅に超過している場合や、あるいは経理上、例えば一部経理が簿外で処理されているとか、事務処理の適正を欠く場合があった場合にこうした減額措置を該当させてまいります。

次に、⑤学校情報公開促進加算についてでございます。これまでは学校評価を自己評価、教職員で評価をしている学校とか、それから、寄附行為や財務諸表を公開

している学校にも加算をしてまいりましたが、自己評価につきましてはすべての学校で達成をいたしました。情報公開が一定の成果を上げてございます。このため、加算の対象につきまして、まだ進んでおりません学校関係者評価を実施している学校のみに加算するという形に簡素化したいというふうに考えてございます。

それから、⑥は継続でございます。

⑦の教育安定化推進分でございますけれども、この項目は、借入金が多く、単年度の収益もほとんど上がらない、加えて生徒の数が定員の80%を下回っているという大変状況の厳しい学校につきまして、経営改善の計画を立てていただいて、それに取り組んでいった場合に加算して支援していくという枠でございました。平成24年度につきましては対象となる学校がなくなる見込みでございます。この際、役割を終えたものとして廃止をさせていただくというふうに考えているものです。

それから、⑧不適正事務処理減額でございますけれども、私ども職員が学校等に実地に検査に伺って、法令に基づきます届出の遅滞等が発覚した場合につきましては、あるいは著しく不適切な事務処理等が判明した場合につきましては、100万円から500万円程度の減額を行っているものでございます。これにつきましても学校へのきめ細やかな指導ということを行ってまいりまして、その法令違反等が大変著しい場合につきましては、先ほど申し上げました要綱に定める減額措置ということで対応することといたしまして、ここでの減額というものは廃止をいたします。

⑨特色教育加算は、継続でございます。

高校、それから、小・中学校の配分基準の基本方針についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

**○事務局** 続きまして、幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針につきましてご説明いたします。

座ってご説明させていただきます。

お手元の資料4、平成24年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）を、ご覧いただきたいと思っております。

1の配分の基本的考え方をご覧ください。

幼稚園の配分基準におきましても基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設けております。

まず、（1）基礎配分をご覧ください。

幼稚園の配分方法は、単価方式を採用しております。基礎配分では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しておりまして、それぞれの補助単価に対象数を乗じて各園の補助額を決定する方式でございます。

①の園児数割は、各園の園児数に補助単価を乗じて配分額を算出するものでございます。

②の園割につきましては、すべての園に定額を一律に配分するものでございます。

③の常勤教員割でございますが、実学級数に定数を加算いたしまして、標準教員数を算出し、それに補助単価を乗じて配分額を算出するものでございます。

④の常勤職員割でございますが、2名が上限でございますが、補助単価を乗じまして配分額を算出するものでございます。

⑤の満3歳児数割でございますが、毎年1月の始業日におけます満3歳児の児童数に補助単価を乗じまして配分額を決定するものでございます。

次に、(2)政策誘導配分についてご説明いたします。

政策誘導配分につきましては、10項目を設定しておりまして、①から⑥まで6項目は、基礎配分と同じように補助単価に対象数を乗じまして行います単価方式で配分額を算出しております。⑦から⑩まで4項目は、減算調整をすることで政策誘導を図るものでございます。

それでは、各項目につきましてご説明いたします。

①の3歳児保育促進加算でございますが、3歳児は、まだ幼く、きめ細やかな対応が求められるため、3歳児クラスに配置されております教員数に応じて加算することで教育の質の向上を図ることを目的にしております。さらに、20人以下のクラス編制の場合と21人以上35人以下のクラス編制の場合には補助単価に差を設けまして少人数クラスを促進することとしております。

②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児・5歳児学級におきまして補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の3歳児保育促進加算と同様、保育の質の向上を目的としております。

③の園児納付金抑制加算でございますが、保護者負担の軽減を図ることを目的としております。園児納付金の額が県平均額未満である幼稚園に対しまして、納付金の水準が低くなるに従いまして傾斜加算するものでございます。加算に当たりましては納付金の抑制が教員の給与水準の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平

均を上回っている園に対して手厚く配分することとしております。

続いて、2ページをお開きください。

④の1種免許状保有促進加算でございますが、文部科学省の考え方に合わせまして平成22年度から追加した項目でございます。幼稚園教諭1種免許を保有している常勤教員数に応じまして加算配分するものでございまして、教育需要の多様化に対応できる教員の配置を促進することを目的としております。

⑤の小規模園加算でございますが、園児数が150人以下——資料の中で150人「未満」となっておりますが、すみません、「以下」というふうに訂正をお願いいたします。園児数が150人以下の規模の小さい園に対しまして一定額を加算配分することで経営の安定化を図ることを目的としております。

⑥の安全管理加算でございますが、防犯や交通安全対策などに取り組んでいる幼稚園に対しまして一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進することを目的としているものでございます。

⑦の定員超過調整でございますが、園則で定めます収容定員を超えて保育をする園に対しまして、定員を超過する率に応じて基礎配分額から減算するものでございまして、適正な園の運営を促進することを目的としております。

それから、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える高額な給与を得ている教職員がいらっしゃるような法人の場合につきましましては、基準額を超える額を減算することで運営費補助金の適正な配分を行ってまいりたいと思っております。

⑨の納付金値上げ調整でございますが、園児納付金が既に高額でありながら、さらに値上げを行った園に対しましては、値上げ額に応じた減算を行うことで、同じように運営費補助金の適正な配分を行うものでございます。

⑩の剰余金保有調整でございますが、財務計算書におきまして剰余金の額が3億円以上の余裕のある幼稚園につきましましては、基礎配分に一定の率を乗じました額を減算することで運営費補助金の適正な配分を行うものでございます。

以上が配分の基本的な考え方でございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

2の平成24年度の変更点についてご説明いたします。

今回の変更の視点でございますが、3点ございます。

1点目は、教員全体の給与水準の向上に配慮すること、2点目が、教育の質を確保しながら保護者の負担軽減を図ること、3点目が、努力していても経営が厳しい小規模な幼稚園に対して配慮することの3点でございます。

説明に参考資料を使用いたしますので、A3横長の参考資料4をご覧くださいと思います。

参考資料4、平成24年度私立学校運営費補助金（幼稚園）配分基準新旧対照表イメージでございます。

1点目の教員全体の給与水準の向上を図るため、3番の常勤職員割の補助単価を105万円から130万円に増額しております。

その原資でございますが、同じ新旧対照表イメージの3ページをご覧くださいと思います。3ページにございます3番の給与水準向上加算を先ほどの常勤教員割のところと統合するということでございます。

2点目が教育の質を確保しながら保護者の負担軽減を図ることでございます。

新旧対照表の3ページの4番、園児納付金抑制加算をご覧ください。

この配分項目につきましては、園児納付金の県平均と比較し各幼稚園の納付金をランクづけしまして、その額を低く抑えている園に対しまして単価を上乗せして傾斜配分する内容でございます。これまでは対象表の右の欄にありますとおり、県平均を上回っていても、105%未満であれば加算の対象になっていたわけですが、これにつきましては見直しを行いました。さらに、納付金抑制が教員の給与抑制とならないよう、給与水準が県平均以上を保っている園につきましては、補助単価を増額するというようにしております。

3点目でございますが、努力していても経営が厳しい小規模園への加算を拡充する内容でございます。

新旧対照表の4ページ目をご覧ください。

4ページ目、一番上でございますが、6、小規模園加算をご覧ください。これまで実員が90人以下の幼稚園に対しまして、一定の条件を満たせば50万円を加算しておりました。しかし、経営が厳しいという点におきましては150人規模の園までは同様の傾向がございますので、加算対象を150人以下の園まで拡大するものでございます。また、額につきましては、同様の配分を行っております他県の例を参考にしまして、額を100万円まで増額したいと考えているところでございます。

以上の3点が平成24年度の幼稚園の配分基準におけます変更点でございます。

幼稚園の配分基準の基本方針につきましての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○事務局 続きまして、専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分基本方針（案）についてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料につきましては、お手元にあります資料5、こちらをご覧いただきたいと思っております。A4、3枚でございます。

まず、1の配分の基本的な考え方、こちらにつきましては他の学種と同様に、基礎配分と政策誘導配分、この2つの配分枠を設けるとともに、それぞれの配分枠の中に必要な項目を組み入れさせていただきまして補助効果を最大にするように努めたものでございます。

続きまして、2の基礎配分の方についてご説明させていただきます。

専修学校・各種学校の配分基準では学校の規模に応じた配分方法というところを採用する案でございます。具体的には、左側の配分項目にございますとおり、①生徒数、そして②専任教職員数、こちらの方にのっとりまして経常的経費の一定割合を補助するものでございます。

次に、3の政策誘導配分についてご説明いたします。

まず、①の専任教員充足加算でございます。

専修学校・各種学校につきましては、文部科学省の方で規定しております専修学校設置基準、また、各種学校規程というものがございます。こちらの中では分野及び定員数に応じまして専任教員の配置基準というものが設定されているところでございます。この配置基準を超える学校、つまり教育の方に充足できるような学校につきまして、学校に加算配分するという案でございます。あわせまして、教育の充実の観点から、専任教員1人当たりの生徒数の少ない学校に加算をすることによりまして、専任教員の充足加算を誘導いたしまして、教育環境の向上を目指す案でございます。

②の生徒給付金教育還元加算の方に移らせていただきます。

こちらにつきましては、生徒からの授業料など納付金のうちに教育に必要な経費の占める割合によりまして加算するものでございます。

③安全管理・施設整備加算、こちらでございますが、義務教育相当学齢児が在籍します学校に対しまして、施設の安全管理対策の徹底を誘導するために加算するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

平成24年度の変更点についてご説明いたします。

まず、専修学校・各種学校の関係につきましての主たる変更点として2つございます。1つ目といたしましては、単価方式の導入ということでございます。これによりまして各校での試算を可能といたします。2つ目といたしまして、専修学校・各種学校はいろいろな授業内容、いろいろな内容がございますので、その特色であります多様な内容、規模についてより考慮した基準とするということが変更点になっております。これによりまして政策誘導の効果を一層図るということを考えております。

具体的にどのような変更になるかということにつきまして、内容について順次ご説明させていただきたいと思っております。

ご説明するに当たりまして、恐縮でございます。参考資料としてついておりますイメージ、専修学校・各種学校につきましてはA3縦になっております平成24年度私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）の配分基準新旧対照表イメージ、A3縦でございます。こちらの方もあわせてご覧いただけたらと存じます。

まず、基礎配分の方でございます。基礎配分ですが、項目数を3から2に簡素化いたします。

内容でございますが、まず、①生徒数割でございますが、こちらはこれまでの配分方法は県内の総生徒数に対する該当校の生徒数の割合に応じて配分する方法としておりました。そうしますと各校で全体が分からない限りこの試算をすることができません。そこで試算ができるようにするためにイメージの方でもありますとおり、補助単価というものを設定することによりまして、補助単価に当該学校の生徒数を乗じる方式に改めるという案でございます。

次に、②の専任教職員数割でございます。こちらにつきましてもこれまでの配分方法としましては県内の総専任教職員数に対する該当校の専任教職員数の占める割合に応じて配分する方法とさせていただいておりました。そこで先ほどの生徒数割と同様、各学校で試算できるようにやはり補助単価を定め、当該学校の教職員数を

乗じる方式によるということに改める案でございます。

なお、教職員ということですので、専任教員、専任職員両方ございます。そうしますと、この教員、職員ですと平均給与が異なるということから、専任教員数を専任職員数で換算するというのを今までもやっておりました。今までのやり方ですと、各学校のその年度の提出されたものから数値を出しました上で換算するというのをやっておりましたけれども、そうすると先ほどと同様、その全体数がわからないから各校で試算することができないという状況でございます。そこで平成24年度につきましては、平成23年度の実績、実際には1.1という数字が換算率という形になるかと存じますが、そちらの比率を事前に学校に提示することによりまして、各校で試算ができるという方法に変えるという案でございます。

③といたしまして、安全管理・施設整備加算でございますが、こちらについては先ほど項目を3から2に改めるというお話をさせていただきましたとおり、基礎配分のほうから外させていただきました、政策誘導配分のほうに移行するという案でございます。

内容につきましては、政策誘導配分のところで再度ご説明させていただきたいと存じます。

次に、(2)政策誘導配分でございます。

まず、①の専任教員充足加算、及び②の生徒納付金教育還元加算についてでございます。

これまでの配分方法についてですが、イメージですと、右側、平成23年度の方にあります。まず、①として専任教員の充足加算における各校での専任教員1人当たりの生徒数、そして②の生徒納付金教育還元加算における各校での生徒納付金の教育研究管理経費に対する割合というものをそれぞれ計算しまして、それぞれ順位をつけさせていただきます。それを5つのグループに分けて、1点から5点、点数をつけます。そして①、②それぞれではなくて、その①、②にそれぞれにつけられた点数の合計点数に基づきまして配分総額を比例配分するというポイント制を採用しておりました。この方法ですと、ほかの学校の状況がまさに分からない限り補助額の試算ができるものではございません。そこでポイント制の方を廃止いたしまして、まず、①、②それぞれの項目に分けて補助単価を設定するという案に変えるものでございます。

なお、当初、変更点のところでも申し上げましたけれども、専門学校・各種学校というのは内容に加えて、課程の中でも講義中心のものもあり、また、実習を主とする課程もありということで内容がさまざまでございます。教育方法も多種多様となっております。したがって、分野別の配置基準が設定されている専任教員に係る配分につきましては、単に教員1人当たりの生徒数というだけではなくて、最初のところでもご説明させていただきましたとおり、国の方で決めました配置基準に係ります充足度に応じて加算するというものを加えるものでございます。

続きまして、③義務教育相当学齢児への教育加算につきましては、基礎配分のほうから移行しました安全管理・施設整備加算と統合いたしまして、趣旨を安全対策加算ということを確認いたしまして政策誘導を一層図るという案でございます。

専修学校・各種学校の配分基準基本方針（案）につきましてはの説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○**今井会長** ありがとうございます。

それでは、すべてについての事務局からの説明が終わりました。

これらについて、一括してご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○**青木委員** たくさんあるんですけども、まず1つ目に、ここにある高等学校という定義は、これは全日制だけなのか、通信制や定時制も私学の場合には入るのか。この辺をお願いします。例えば特別支援学校の場合は別に枠があるんですけども、こちらのほうには全日制課程と書いてありますが、これには通信制は入らないということなんですか。

○**事務局** まず、高等学校の定義について、通信制は別でございます。

○**青木委員** ここに入っていないということは、通信制には補助が出ない。

○**事務局** いえ、通信制につきましては国庫補助が出ておまして、いわゆる県費、県のお金というのは出ておりませんので、国の基準に則った形で補助が出てございますので、ここにお示しした配分基準には基づいてございません。

○**青木委員** ということは、例えばここに出ているのは、国からの交付税その他文科省の措置のあるものだけであって、それが無いものに関しては補助の対象から外しているというふうに理解してよろしいのですか。例えば他県で、県によっては広域の通信制で国からしか出てないのではなくて、県で独自でやっているところもあると思うんですけども、そういうことは埼玉県では考えてはいないというふうなこ

となんでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○今井会長 通信制については県費では出しておらないということでしょうか。

○事務局 はい。

○今井会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問はありますか。

○青木委員 それでは、次に、イメージの図の、参考資料の1の1ページ、人件費、その1のところに、人件費のすべてここには出てくるんですけども、補助率というのは初めに決まっているのか、それとも総額が決まっていますから、総額に入るような形で計算していく中で政策誘導割が先に決まって、その残りを計算した上で補助率が決まるのか、その辺のところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○事務局 今、平成23年度の枠をごらんいただいているんだと思うんですが、その上の「○基礎配分」というところで、1行目です、100分の34、これは23年度にこうしておりまして、今のところ24年度も同率ということで考えてございます。

○青木委員 ということは、ではもう一つ、それでわからないんですけども、つまりこの形で全部計算していく、そうした場合に例えば政策誘導の額によっては多くなったり減ったりするという不都合は起きないのでしょうか。

○事務局 可能性はございます。基礎配分、それから、政策誘導配分それぞれの項目でもって各学校分を積算していった合計が予算額より多かかったり少なくなったりというものはございます。その場合はいわゆる積み上げた合計額と予算額との差がございませぬ、例えば1.001になったりとか、0.997になったりとかございませぬけれども、その場合にはその割合をそれぞれに掛けて調整をさせていただいているという作業がございませぬ。

○青木委員 その次、この定員内実員というのは補助対象経費方式をとっている高校だけであって、中学校と小学校は定員内実員は関係なく、すべて実員というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○事務局 同様に定員内実員でやっております。

○青木委員 すべて定員内実員ですね。

○事務局 はい。

○青木委員 それから、もう一つ、例えばよく中高協会で話題になるのでちょっとお

聞きしたいんですけれども、国からの地方交付税の算定額の基準及び文科省の補助に関しては、これは定員内実員ではなくて、実員でくるというふうに我々は聞いているんです。それで間違いないでしょうか。つまり国から給付されるというか、県に支給される額というのは定員内実員ではなくて、実員そのものがくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**今井会長** 交付税の考え方と補助金のあり方は違うんですね。

○**事務局** 発言させていただきます。交付税に関しましては実員できておりまして、国庫補助につきましては、最終的には定員内実員に応じて県の方に交付という形になっております。

○**青木委員** 文科省の部分に関しては要するに定員内実員しかきませんよ、地方交付税のほうは実員できますよ。ただ、これは知事の裁量権の問題ですから、どうするかは知事の裁量の問題である、こういうふうに理解してよろしいんですね。

その次です。たくさん……

○**今井会長** 質問は、では1回ご質問していただいて、どうぞ質問をどんどんしてください。

○**青木委員** 学則定員の充足率の定義ですけれども、これは全学年合わせてというふうに理解してよろしいのですか。例えば今年の高校1年生は30%を超えているけれども、全部合わせると実は10%しか超えてないんだという場合にはこれは定員充足率が30%を超えてないというふうに理解するのか、学年ごとなのか。

○**事務局** これは、全学年合わせてになります。

○**青木委員** ですね、わかりました。

それでは次、ではそれが1つですね。2つ目、3ページの(6)のところに専任教員充足加算という、これ、専任教員の基準、この基準というのは何なのか、ちょっと私分らないので教えてください。例えば学則にも基準が書いてあったりしますから、学則の基準なのか、あるいは県独自、例えば25人につき1人の生徒がいるという、そちらの基準なのか、基準の意味ですね。

それから、あと最後に、参考資料の5ページ、これが激変緩和調整というので、下がる時には70%以下には下がりませんよ、上がる時には130%を上げますよというのは、これは数字がちょっと変ではないかと思っている。例えば今年100だったところが次に70%下がったというとなら70、今度は130%上がったとしても91%し

か戻らなくて、本来なら、普通と同じ形でやって、ある理由で100%から70%に下がってしまった。ところが、その翌年、また普通の前の年と同じように戻ったれば、100に戻るのが普通だろう。ところが、70に130を掛けても91%にしかありませんから、100に戻らない。これはどうしてこういう根拠なのかが理解できない。数字的にいうと142.8%くらいに戻さない限り100%に戻らない。これはわざとこういうふうにした理由は何か具体的な理由があるのかというのをお聞かせ願いたい。

以上です。

○事務局 まず、学則定員につきましては、3学年合わせた形、その学校の定員に対してどれだけかというところで判断をしてまいります。

専任教員の基準につきましては、25人に1人ということ、これは県の独自の基準で決めてございます。

それから、激変緩和につきましてはですが、これにつきましては他県のものも参考にさせていただきながら決めているところがございます。例えば東京都等も同様というふうに伺ってございます。

○今井会長 よろしいですか、今のお答えで。よろしいでしょうか。

○青木委員 他県がそうしているというだけなので、それ以外の根拠はないということと理解していいんですか。要するにこれは政策的な問題だろうと思っているんですね。そうすると、例えば今年1億円出ていたところが、大幅に定員超過してしまっただけで減額になった。7,000万円になった。ところが、その翌年普通に戻った。ところが、普通に戻ったんだから100%に戻っていいんじゃないかと私なんかは思うわけですね、1億円でいい。ところが、実際に戻したのは9,100万円しかないというのはいかなる理由か理解しにくいということなので、具体的に客観的な合理的な理由があるのかなということ。

すみません、先ほどもう一つすみません、それと専任教員の定義、幼稚園では常勤教員となっていて、高等学校側の方では専任教員となっているので、具体的に専任教員というのはどこからどこまでなのか。幼稚園さんの方では常勤教員という書き方がしてありますけれども、そこもちょっと教えていただくと助かります。

○事務局 まず、激変緩和調整の方の関係ですけれども、先ほどは例示として、大幅な定員超過によって前年度に大幅な減額をされてしまった例を出されたと思います。こちらの激変緩和の調整でと言ってもちょっと分かりづらいんですが、この文言の

中で、前年度の一般補助（調整係数乗算前の積算額）ということで、前年度のペナルティ金額、いわゆる減額調整をする前の額から比べて70%、130%の下限、上限の形で見るので、前年度に減額調整をされたからといって、それは考慮させていただいて、減額前の額との比較で激変緩和調整というものは実施しております。

○今井会長 よろしいですか。

○竹並委員 ひとつ聞かせていただきます。

今までの学事課中心でやっていただいたものがこういう形で公開されて、透明化といいますか、公平化というか、一步前進をするんだと思うんですけども、せっかく政策誘導という部分を入れた以上は、その成果が上がるように、それでまたそれぞれの学校が真剣に努力して、教育レベルといいますか、生徒のためになる役立つ教育をしっかりとやっていただくようになることが私たちの願っていることだと思います。

トータルで356億という、去年に比べて4億ほども増えているわけですけども、政策誘導という方にどのくらい振り分けられるのか、半々くらいの線ができればおもしろい展開にもなるかと思うんですけども、基礎配分というのがどうしてもある程度ウエートが高いのかな。しかし、なるべく政策誘導分を残すことによって、めり張りのある、頑張る学校をバックアップし、ちょっとそれに届かないところには努力をしてもらおうという、そういう教育に対する質を向上させていくというか、そういう努力をもらうのに役立つかと思うので、その辺の見解はどんなふうになっているのか、説明いただきたいと思います。

○事務局 ご指摘のとおり、政策誘導配分につきまして大変重要なものであるという認識をしてございます。ただ、この基礎配分と政策誘導の配分につきましては、この割合につきましては学種によってちょっと上下がございまして、例えば高校ですと約2割くらいというふうになってございまして、今回傾斜配分、各学種におきまして、政策誘導の中で傾斜配分について少し強化をして、政策誘導の効果を高めようということにしております。例えば高校で申しますと、先ほどご覧いただきました参考資料1の3ページでございまして、一番上、学級規模補正で、昨年まで、23年度は一番低いところで35人以下というところから始まっておりますが、今回、もう1つ枠をつくりました。30人以下というところをつくりまして、ここに108万円という、72万円を超える加算をしていくということをもって効果を高めたいという

ふうにご考えてございます。

各学種におきまして、こういったことで政策誘導枠の配分につきまして工夫をこらしているというところでございます。

○**竹並委員** その辺のやりとりというか、工夫が大変だと思うんですけども、やはり基礎配分に7割なら7割を充てて、成果配分的なそういう形の分を3割見るといって、ある程度大枠をこういうときに決めておいて、それでどうしても調整が必要なら、微調整をやるにしても、やはり1割や2割の政策誘導というのは魅力が少なくなってしまう。普通にやっていたら普通にくるんだというのではなく、特に教育の最前線を担っていただく私立には、頑張るところが自信を持ってより一層いい教育をしてもらう、将来公立がなくなっても何とかなるくらいの1つの流れにするための新しいシステムだと思うので、そういう意味ではなるべくというか、できるだけ3対7くらいの割に分けておいて、その中で基礎的なものはこれだけ、それで配分していく。それから、3割の分が財源としてあれば、政策誘導にもある程度ウエートがかけられるのかなと思うので、そういう物の考え方をしてほしいなと思うんですけども、要望というか、意見としておきますけれども。

○**事務局** 委員のご指摘ごもつともございまして、私どもとしましても実は今回の試算の中でも徐々に政策誘導分の比率は高まってきておりまして、今後も政策誘導をより効果的に行うということを検討する中で配分の比率につきましても検討してまいりたいと考えております。

○**竹並委員** よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○**磯委員** では、幼稚園の方からお願ひしたいと思うんですが、実は今非常に少子化で園児減少の折、また、将来、夫婦共働きということで、幼稚園に入園する園児さんが非常に減っております。これもしかしたら埼玉県独特のものでございまして、減り方が二極化しているんですね。つまり都心に近いところはそうでもないんですが、かえって増えているかもしれません。ところが、山間部というようなところは例年10人から15人ずつ抜くように減っていく、非常に厳しい状況になってきております。

そういう中で、毎年お聞きしているんですけども、園児納付金抑制加算というのがここに政策誘導配分であります。資料4の下のほうの③なんですね。参考資料の4でもありますが、③の園児納付金抑制加算、県平均未満である幼稚園に納付金の水準において傾斜加算、こういうことがございます。この実態はなかなか普通は

分らないと思いますが、我々は毎年調査しておりますので数字が出ていますけれども、この県の平均というのが36万7,027円です。これはすべての538の幼稚園の平均が36万7,027円、これは園児の毎月の保育料、入園金、それから、教材費とかそういうものを全部含めた数字でございます。

ところが、ここ浦和、大宮、川口といったところは全部40万円を超しているんです。40万を超えています。ところが、大里、児玉、秩父というところは31万円から25万円まで、そのくらいに低いんですね。ということは、この差は歴然としているわけです。それを平均化していますから、この平均よりも超えている、埼玉県は19地区あるんですけれども、超えている地区は8地区だけです。11地区は超えてないんですね。ということは、これを平均が出されますと、もうほとんど保育料を上げることができない。これはあくまで抑制する方だけでありまして、多分、川口、浦和、大宮はまず上げられないと思います。ところが、川口、大宮、浦和だけじゃないんですけれども、そういうところは教職員の給料が高いんです。つまりこのくらいの保育料をいただかないと教職員の給料は払えない、有能な人材が迎えられないということです。これは東京に近いからです。

ということで、そこの大里、児玉、秩父は保育料が低いから、ではいい教員が要らないのかとなりますと、これはまた全く違う問題になります。そういうことでこの抑制ということが非常に大きなネックになっておりますので、この点をぜひ少しずつ考えていただかないと、これからの幼稚園はまず経営できなくなってしまうと思います。いい教員が、今ですら学校に求人票を出しても、幼稚園に対して応募してくる者は本当にいないです。保育園の方にどんどんいきますね。今そういう意味では幼稚園も非常に危機的な時期になっておりますので、ぜひそれなりの給料を払っていい先生を迎え、いい教育をする、そして施設も整えていい保育料をいただく、そういうような循環システムをつくらないとどんどん右下がりの方向にいつてしまうということが本当に私はこの審議会を通じて訴えたいと思っております。

それから、もう一つ、先ほど中高の先生がおっしゃいましたけれども、常勤の意味ですね。幼稚園における常勤教員、常勤職員という、この常勤というのは何をもって常勤と言うのか。例えば私学共済に入っているから常勤なのか、そういう点の基準をちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○事務局 納付金のお話でございますけれども、まず、園児納付金抑制加算、このところの今回の変更点をもう1回お話をしたいと思います。

23年度までにつきましては、園児納付金が低いものに従って加算額が多くなるというご指摘のとおりだったんですが、実は今回、その点少し見直しをさせていただきまして、今回につきましては、園児納付金が低く抑えていて、なおかつ先生方の給与も平均以上であるといったところについて加算額をふやしていこうといった形で考えております。したがって、前の考え方よりもそういったところに配慮させていただいた部分があると思っております。

それともう一つ、先生方の給与という話になってくると思うんですが、常勤教員割のところの配分額を今回大幅に増やさせていただきまして、教員全体の給与水準の向上を図るため単価を大幅に上げさせていただいたという部分でございます。

それから、常勤教員の考え方というお話ですが、この新旧対照表イメージの参考資料4の1ページ目の常勤教員割のところをご覧くださいと思います。このところの算出の考え方ですが、実学級数プラス加算数といった形で標準教員数を出しまして、それに対して単価を掛けるといった形のものになっております。これは実は幼稚園の場合、クラス当たり専任の先生がいらっしゃるといことが設置基準上ありますので、それらの常勤教員といった形で基本的に考えております。それにプラスアルファというのは園長先生等、またはフリーの先生といった形のものを規模に応じて加算しまして、それが標準教員数といった形で幼稚園については考えております。

以上でございます。

○今井会長 磯先生、よろしいでしょうか。

○磯委員 ただ、まだちょっと常勤という意味がわからないですね。いわゆるパートと常勤というような形でしたら、すぐ分かりますよね。例えば時給で幾ら払っているとか、補助教員という形なんですけれども、ただ、月額幾らと決めて、私学共済に入った場合と入らない場合、それが結局補助の対象になるのかどうかということですよ。

○事務局 私学共済に加入していただくことを条件にしております。

○磯委員 そうですか、それならよくわかりました。

○今井会長 ほかに。

○イテル武田委員 ただいまの磯先生のお話の中でちょっと私もあれっと思ったんですけども、例えば標準教員数というのは確かに担任の先生の数としてはぴったり普通にくるんですが、まれに途中で退職した者を補充するときに派遣の教員を補充する場合がありますね。特に私立幼稚園ですと系列園などが少ない関係もありまして、なかなかすぐに人材が見つからないということで、派遣の先生が例えば残りの期間を担当するというようなことがあった場合、多分5月1日時点の数字にはなるかと思うんですけども、万が一4月に、最近多いものですから、そういう事例が起きたときにその派遣の先生は対象になるのでしょうか。私学共済ではないですよね、厚生年金ですので、そういった場合はいわゆる臨時教諭として、当然免許は持っておりますし、担任として仕事にはついてはいるんですけども、例えばそれは対象になるのでしょうか。

○事務局 この常勤教員割の算定をするとき、各学校さんのほうから書類を出していただくんですが、その中でチェックさせていただいているのが5月1日現在における教員の方で私学共済に入っていることを条件にしていますので、お話のあった、例えば4月にやめてしまって派遣の方がいらっしゃる場合その方が私学共済に加入されていなければ、対象にしておりません。

○イテル武田委員 承知しました。ありがとうございました。

○今井会長 それでは、ほかにいかがですか。

○長沼委員 私は、全体的に小学校、中学校、高校、幼稚園すべてに関して、県の方では学生の納付金が安い額の方が望ましいと基本的に思われている節があるんですね。補助金に関係なく、補助金を出す、出さないの部分はともかく、私は基本的に私学はそんなに学生の納付金が安いからいい学校とは限らないと思う。やはり少々高くてもこれは承知で来るわけですよ。高等学校なんていうのは特にそうですね、選んできますから。幼稚園なんかのケースはいささか地域性がありますから、そこに行かざるを得ないという部分がありますけれども、ただ、基本的には幼稚園に関しても少々高いけれども、あっちの幼稚園の方がいいとか、それもあるわけですよ。だから、余り昔の安い方が学校としていいんだということではなくて、それは質の問題もありますし、それから、学校全体の経営状況、要するにどれだけの留保金があるだとか、これ以上はいいじゃないかみたいな部分は別としましても、経営全体を見ながら配分していくような方法をとっていかないと、ただ安ければいいという

ようなことだと私学の独自性は失われていくと思いますよ。私学というのはそのあたりもある程度自由でないと私学の独自性って出ないと思うんですね。ですから、そのあたりをもう少し、何年か前だったら、10年、20年昔だったら、安い方がいいんだらうというようなことも善意に解釈していきますけれども、今ちょっと違うと思うんですね。そういうところも、内容、学校全体を大枠で見ながら、補助対象として考えていくという方向をとっていかないと、ただ数字だけ見て安いから補助金だということだと、むしろ今の建設業界ではないけれども、少し安くして、やはり生徒を余計とろうなんて考え方で安くするところもあるわけですよ。

ですから、直ちに納付金が安いから経営が苦しいだらう、学校としては運営はいんだから補助金を出してやろうというような短絡的なものが今根底に流れているような気がするので、そのあたりをもう一度見直すべきではないか、考え直すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 納付金の問題でございますけれども、1つにはこの運営費補助金、大もとの根拠になるのが私立学校振興助成法、私学振興助成法ですね。この法律は私立学校の教育条件の維持向上だとか、経営の健全性を高めるということのほかにも、父母の経済的負担の軽減という柱がもう1本あるものですから、それを受けて補助金の配分上も傾斜配分をつけさせていただいているということでございます。

ただし、委員ご指摘のとおり、余り単純にそれをやってしまうと弊害が出てくるだらう。先ほどお話ししましたように人件費を低く抑えて、それによって納付金を低く抑えて園児を集めるとか、その辺は本来の姿とは違うというふうに我々も思っていますので、今回その辺を少し配慮させていただいたわけですが、今後もそういったきめの細かい見直しをやっていきたいということと、あともう一つ大きな点とすると、特に私立学校の場合は特色を出すことによって、スクールカラーというのでしょうか、学校運営をやっていくというのが本筋かと思います。今回の先ほどの説明の中でも特に高校の部分につきましてはその特色加算を全面に打ち出した格好になっておりまして、今後もそういったところについても力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長沼委員 大体、基本的には私も話しましたけれども、そういう形で少し考え方、私学振興助成金ですから、振興ですから、もちろんそういう要素もありますけれど

も、安い方がいいだろうばかりの考え方を余りしないということ。

それから、幼稚園の場合は特殊、特殊で際立った教育といいますと、目立つ教育みたいなことで、基本的な教育から離れたような教育を、ややもするとそうなりがちなんです。発達段階から外れたような、だから幼稚園の宣伝で何か際立ったちょっと目立つようなことばかりに走りやすい。そうすると、高校くらいになりますとこれは結構いいんですよ、それはそれだけの対応の力があります。しかし、幼稚園とか小学校になりますと、まだ基礎的な、基本的なものをしっかりやらなければいけない時期なので、そういうあたりも、ただそういう特別の教育がいいからと余りはやし立てていくとそういう傾向にもなりかねないということもありますので、そのあたりもいろいろ見ながらやっていってほしいなと思います。

○竹並委員 今の関連でもあるんですけども、この傾斜配分なり政策誘導を入れたということは、今、長沼先生がおっしゃったように質を高める、頑張っているそういう学校があれば、自信を持って頑張ってもらう。それを何か授業料が高いから、もうこれでだめと言うのではなく、だから授業料の面は安いところをバックアップしても、高くてもいいところがあれば特色の面で配分をつけてあげるということによって、それに対する、減らされたのではなく、チャンスがきたんだという自信を持ってやれるような、それがバランスをとれるように皆さんが配慮するんだと思うんですけども、ただ、私、提示した後、これは私ども納得できない、不満があるというときにも、どこかでそういうものについては引き受けるというか、チェックしあげる受け入れシステムが必要かな。最近変な事件で冤罪でなっているようなものがあるくらい、三審制があるおかげでいいんですけども、このシステムでそういうものを受け入れられるように考えておくべきなのではないかということが1つ。

それから、皆さんが何か案をつくるんだと思うんですよ。発表する、相手に渡す前に、もう1回、私たちもどの園、どの学校に幾らが決定というか、案が出ているんだということを把握して、それから伝達してもらう、そういう場が必要ではないかと思う。今日意見を言って、後はお任せでやった場合に、このメンバーに選ばれている人たちが責任を果たしたことになるのかどうか。皆さんがやっていただいた案に対して、大所高所というのか、あるいは違った角度から配分がきちんとしている、何でここにこれだけの金額が出ているんだ、何でこれだけ減らされているんだというときに、我々はそれが理解できれば、説明を求められたときに、この審議委

員会のメンバーとしてあなたのところはこうなんですよということも言えるかもしれないし、また、なるほどうまくやってくれているなという安心もできると思うので、そういうシステムを考えていくべきではないかと思うんですけれども、ちょっと提案させてもらいますが。

○事務局 今ご提案いただいたことにつきましては、一応本日の議題は基本方針そのものでございますので、意見として承っておきたいと思います。具体的な仕組みにつきましては少し検討させていただく必要があるかと思えます。

○竹並委員 いろいろ研究してやっていきましょう。せつかくつくった以上は、年に1回か2回ある中途半端なありきたりの審議会ではなく、やはり必要があればいつでも開く、必要な時間だけはかける、もう時間がきたから終わりとかという審議会が幾つかあったけれども、やるからには中身の濃い、教育が最前線と同時に日本の国を立て直す原点だと思うんですよ。それを埼玉から世直ししよう。東京は東京でやってきているようだけれども、埼玉の助成審議会はちょっと中身が違うと東京が勉強にくるような、そういう形でひとつやっていただけたらと思うので、配慮してください。お願いします。

○野上委員 今日は私は企業人というか、経済界から参っておりますので、今までこういう問題に対しての知見がないわけでございますけれども、やはり配分総額が数百億、400億近くともなれば、県税ですから、県民が払っているお金から原資が出ているという意味において、今回のこの試みは大変いいんじゃないかなと。というのは、知識がない私でも配分基準だとかいろいろの見える化というのでしょうか、可視化というような意味では今回の目論見を果たしているんだと思うんです。ということで、こういった審議会のあり方は大変結構だと思います。

素人で、ちょっと何点か質問したいところがあるんですけれども、どうしても産業界から来ておりますので、例えば資料4の、まず、2ページの一番下の⑩剰余金保有調整というところがありますけれども、「多額の剰余金を有する」、その多額の剰余金を有するところが、先ほど長沼委員さんからもありましたけれども、経営努力によって他園との違いで積み上がってきたものがもしあるとすると、恐らく園児をそこへ預けようという親御さんはどこか選択をしているんだと思うんです。そうすると、優位性がどこから生まれているかは分からないんですけれども、これももし皆さんから見て不条理の金ではない、健全性な経営によってなし得たもので

あると、これを剰余金があるからと言って減額していくのでは、どうしても産業界から来ておりますので、ここが経営者の腕の見せどころというところと、教育というところが私には分からないので、その辺はご専門の今日ご関係者が多い皆さんに委ねるとして、余り剰余金に目をつけることはないのではなかろうかなと。

それで、この資料4でいきますと、最初の1ページに、政策誘導配分の③に、県平均未満、先ほど磯先生ですか、青木先生か、ちょっと失念してしまったんですけども、地域性がある、県南の地域と例えば北の方の地域だとか秩父の方、ひょっとすると地域性で園に納めるお金が違うのかもしれないけれども、もし同じエリア内で多寡があるとすると、どうなんでしょうね。それが安いというのが例えば設備不足だとか、あるいは耐震性が劣っている建物だとか、だから安くせざるを得ないんだということがもし同地域の中であるとすると、そういったところにはどのようにやるのかなというのが私は疑問としてありました。

それから、今度は資料3なんですけれども、資料3の2ページ目、政策誘導配分の中の③に学校関係者評価実施加算というのがありますよね。恐らく学校関係者評価の積極的な実施を誘導する、これは民間企業も実はこの評価というところが大変で、それは自己評価なのか、他者評価なのか。多分、皆さんのところでは第三者評価を考えているんだと思いますけれども、すべての園でもし第三者評価、そうすると目利きができる人というのはどのような人なのか、第三者評価委員というのが。自己評価でやるのか、他者評価でやるのかというところで、私の所属しております経営者協会というのは日本経団連の地方組織、この中には日経連を吸収した経緯がありまして、学校の評価というところで、国立大学だとか私学だとかというところの評価がいつも基準づくりがもめているところで、これはどのようにやるんですかというところが1点。

それから、すみません、長くなって、資料5の1ページ目の3の政策誘導の②に生徒納付金教育還元加算というのがあります。ここは生徒納付金の教育研究・管理経費に対する割合であるんですが、この設備投資なんかをしたときとか、重点で、私学だからこそ、何か特色ある事業を展開するんでしょうけれども、そのとき費用的には、一般に企業人ですから何を考えているかというところ、こういうでこぼがあると思うんですね。3年間の平均で見るとか5年間の平均で見るとか、そういった配慮がなされた上で、ある年度が突出してくると比率が下がってしまうというよう

なところの配慮というのは何かお考えなんですか。ちょっと会長、長くなって申しわけありません。

○事務局 そうしましたら、まず、納付金の地域性についてでございますけれども、確かにご指摘のとおり、納付金についてはやはり県南部は平均より高いところが多い、県北部は県平均よりも低いところが多いというのはデータとして私どもも把握させていただいております。

先ほどの話にまた戻るんですけれども、余り単純にこの納付金の問題をやってしまうと弊害が多くなるということがよく分かってきましたので、今後、もう少しきめ細かい制度設計を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、余剰金の問題でございます。

これにつきましては、私ども検査担当がございまして、検査で現地を、3年に一遍くらいは必ず現地でいろいろ経営上の学校法人の運営ですとか、お金の管理ですとか、学校そのものの検査ということで丸1日かけてやっていく中で、財務の中身についても確認させていただいております。多くのところは、例えば余剰金が生じても建て替えのために積み立てというような処理をされたりというのが通常ですけれども、結局それがなくて、どんどん無目的にお金がたまっていってしまうようなところが残っておりますので、そういうところについては余裕があるのではないでしょうかという見方で減算させていただいているという考えでございます。

それから、評価の問題でございます。

私ども先ほどの冒頭の説明でもありましたように、確かに今まで自己評価が中心でございました。学校の場合は例えば学力の向上とか、あるいは部活動で関東大会優勝が幾つとか、いろいろな目標設定をしますけれども、その設定した目標に対して、基本は自己評価、学校が学校で立てた目標に対してどこまで頑張ったと、だからもう少しこういう手だてをしなければというマネジメントサイクルを回していく。そういった自己評価が中心でやってきております。

次の発展段階提示として学校関係者評価というのがございます。これは自己評価に加えて、学校関係者ということで、例えば父母、それから、地域の方たち、あるいは青少年健全育成団体、学校と普段直接かかわっている学校以外の方たち、学校関係者、この方たちも評価に加わっていただいて、いろいろな見方をする中で評価をしていく。ちょっと手のかかるやり方ありますので、まだ少し普及が進んでお

りません。自己評価については100%いっていますが、次の段階の学校関係者評価、これがまだ7割弱くらい、7割くらいまできたところなので、まだ少し引き続き引っ張っていかないといけないのかなということで推奨をさせていただくということでございます。

(「生徒納付金」と言う人あり)

○事務局 この還元の加算でございますけれども、委員おっしゃるように、年によってこれは当然出てくるかと思いますが、ただ、企業ほどこれはないのかなというふうに思っております、一応年度ごとに押さえていっているというのが現状でございます。

○今井会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

○山崎委員 専修学校です。

専修学校の補助金を今日は委員の先生方にもぜひ見ていただきたいと思うんですけれども、資料2、これの生徒1人当たりの補助単価を見ていただきますと、がくっと下がっているのがお分かりいただけだと思います。この辺の実態をぜひ先生方にも知っていただきたいなというのがまず第一です。

これでいきますと、ほとんど補助金についての期待というのは専修学校の場合にはかけておりません。ですから、経営自体にこの数字を、あるいはこの補助金を生かしていこうという考え方は、いただいて、その分何か設備が増えるなという程度にしかとらえていないですね。

ですから、もう一つは、私ども専・各という組織の中でもこういう補助金に対しての議論をしたことがありません。今日初めて、こういう基礎配分、あるいは政策配分ということの中でいろいろな項目が設けられて支給されているんだということがわかりました。

今、専修学校の中で90%くらいは専門学校が占めているわけですが、23年度高校新卒者の約16.2%が専門学校へ進学している。それから、大学等を卒業して再度入学する学生は毎年2万5,000人から、多いときですと3万人くらいいるわけです。在籍者も今57万5,000人くらいいまして、4年生大学に次ぐ第2の高等教育機関として成長しているわけですね。この辺の補助金に対する大きな枠というのは別のところで議論されているのかなと思いますけれども、この非常に少ない補助金

の中でもいろいろな減額制度がたくさんあって、なかなか思うような金額にならないというのが現状でございます。

専修学校に求められているニーズというのは、いわゆる職業教育、あるいはキャリア教育ということでやってきていますので、1つは教育の質とレベルというのが非常に求められていますし、それから、教育に対する多様化ニーズが非常に出ているわけですね。専門性がどんどん増えてくる、あるいは細分化されるということですね。それから、もう一つは、専門学校の場合は確かな実績を出していかないと全く評価されません。翌年から学生がばたっと集まってこなくなってしまうようなケースも出てくるわけです。ですから、こういうものに対応していかなければいけない。

学生の実態を見ると、入学してくる学生たちのレベルが年々低下する。これは専門学校だけではなくて、大学も同じかなというふうに思いますが、これに対するリメディアル教育であるとか、いわゆる今まで本来はやってこなければいけない教育も高等教育へ持ち越されてきているわけですね。やっていかなければいけない。それから、意欲が非常に欠如しているとか、あるいはメンタル面の障害を持っている学生、これは入学時には全く分からないんですけれども、入ってきてから授業が始まると出てくるというような状況があります。

それから、経済的な問題、先ほどはメンタルの問題もそうですけれども、退学者もそういう中から出てきますし、学校へ通えないというような学生も出てきているわけですね。

それから、もう一つは、グローバル化ということの中では国際社会の中で生きられる人材を育成したいということで、どうしても課外授業で英会話であるとかいろいろなものを取り入れているんですね。即戦力ということで求められてくるのが専門学校ですので、一応そういうものに応えていきたいということで、そういう教育もやっているわけなんですけれども、ほとんど教育費としてそれを学生からいただくことはできない。要するにサービスとして、あるいは我々の学校の実績としてやろうということにしているわけですね。そういう学校さんが非常に多いんじゃないかなと思います。

それから、もう一つは、教員が、専門性が高過ぎて、今この補助金の中でも専任教員というとらえ方をしているんですけれども、専任教員だけでは授業が成り立た

ないんですね。ですから、非常勤を、あるいはその分野の専門家を1つの科目ごとに連れてこないと授業が成り立たない。そういう人たちが対象外になってしまうというようなケースになるわけです。

それから、毎年人気のある学科コースがどんどん変わるんですよ。ですから、一気に情報系がぐっと落ちるとか、あるいは違う医療の分野がぐっと伸びるとか、そういうことが出てきまして、今少ない補助金の中でそれが各学科とかコースの中で要するに人数が偏るとそこで減額をされてしまうというようなことが出てくるわけです。では、定員としての充足率はどうかというと、こういう全体の枠の中では適正であっても、1つの学科・コースに大きく偏ってしまうとそれは減額の対象になってしまいます。この辺はぜひ今後考えていただきたいなというふうに思います。

それから、せっかくマイクをいただきましたので、今回の趣旨と違いますが、私は退職基金のほうを預かっているんですけれども、こちらの補助金なんかも全く、隣にいて申しわけないですけれども、中高協会さんであるとか、あるいは幼稚園協会さん、補助率は1000分の26くらい出ておりますけれども、専修学校の退職基金だけは1000分の19と、何回陳情に上がってもこれは上がりません。ぜひこの辺もご検討いただきたいというふうに思います。

○**今井会長** ただいまのは、ご意見ということでよろしいでしょうか。

○**小林委員** 専修学校の関係で確認させていただきたいんですけれども、専修学校の高等課程でありますと、高等学校と同じ年代の方たちが入学されてくるということですね。その場合に補助金が20万円ほど違うわけですが、この分は文科省から出ているとか、そういうのがあるのでしょうか。

○**山崎委員** 私のところでは高等課程を持ってないのでわからないんですよ。

○**小林委員** あ、向こうですね。

○**事務局** 専修・各種学校につきましては、実は国庫からお金が出ません。国からお金が出ませんで、県費だけでこれは運営しています。逆に言うと、ほかの学種につきましては国庫補助金が入って、それと県費を合わせて運営費を形づくっているのですが。

○**小林委員** 例えば全日制高等学校であれば、この1人当たり27万4,000円幾らにプラス国庫からの補助ものっている……

○**事務局** いや、中に入っている。

○**小林委員** あ、中に入っていらっしゃる。ああ、なるほど。

○**事務局** おおよそで言いますと、国庫補助が、大体全体の13%から14%入った形になっております。

○**小林委員** そうすると、高等課程に関しては、専修学校に進んだ方に関しては県も国もすべて合わせての補助としましては、国の補助がないということですから、7万4,000円だけで、あとは全額親御さんのご負担になっているという形でしょうか。

○**事務局** 基本的にはそういうことになります。

○**小林委員** 明らかに厳しい状況ですね、これは……、はい、よくわかりました、ありがとうございます。

○**今井会長** ほかにいかがでしょうか。

○**西川委員** すみません、学校の運営の方は携わってないもので、ちょっと大きいところからお話をお聞きしたいなと思います。

今回、政策誘導でいろいろと見直し等が載せてありました。去年までの政策誘導の結果というのは効果の測定はされているかと思うんですけども、資料として見つけられなかったもので、こういうことで達成できているので、これはいいよとか、達成できてないから、もうちょっと増やすんだよとかという、そのベースのところ分からないのでお話を聞いていたというのが1点。

それから、もう1点、今まで納付金で、保護者の負担の分とかいろいろお話を聞いてきたんですが、ただ、安く設定されているところにはそれなりの理由があるので、その安い金額がいいのか悪いのか、私よく分からないんです。ただ、同じ園児さんがそれなりの園に通ってしまして、ある園に通っている園児さんには、低額であるために補助金が結果としてたくさん出ている。高額のところは出てない。もとは税金、県税から動いていますので、その辺の過度な軽減に対する補助みたいな形にならないように公平性のところをちょっと気をつけて作っていただきたいなというのをお願いしたいと思います。

以上です。

○**事務局** 今ご指摘いただいた中で運営費補助金の成果がどうなのかという点でございます。

1つには、一番ストレートなものとする、消費支出比率ということで、帰属収入に対していわゆる経常費がどれくらい出ているかという割合、赤字か黒字かとい

う指標でございますけれども、それにつきましては徐々にではございますが、いい方向に向かってきておりまして、全体平均だけで申し上げますと、帰属収入分の消費支出ということで、消費支出比率という——赤字ですか、黒字ですか、その割合はどの程度ですかということを示す指標がございます。100を超えると赤字になってしまうという指標ですけれども、22年度決算だと97.4という数字、全体をならしてしまおうと、ぎりぎり黒字で、何とかぎりぎりですべてやっていますということですが、例えば数年前、17年度あたりだとこれが100.7、年によって大分違いがあるんですけれども、少しずつよくなってきているというのが1つ。

それから、政策誘導の成果として、1クラス当たりの生徒数が、23年度の平均は34.2人でございます。先ほどと同じように17年度を比較すると、17年度は36.1ということで、少しずつ少人数化をしてきているということが言えるかと思えます。いわゆるすし詰めのマスプロ教育から、きめの細かいというのでしょうか、少人数に向かってはきているだろう。それを私どもとしては一応進めているということでございます。

○西川委員 全体的な傾向でというお話をいただいたんですけれども、気になるのは、その中で非常に前向きに動いていらっしゃる園さんと、すみません、幼稚園さんをちょっと想定しちゃったんですけれども、それから、あといろいろと政策誘導で方向性を示して補助をしても全く変わらないグループというのともしかすると2グループあるのかなというイメージを実は持っていたんですね。それで前向きのところはどんどんそれでいくけれども、いかないところはいかない。いかないところに対する政策誘導の手段が果たして正しいのかな。ただ、全体として見ると多分そちらのほうに向いているのかなといったときに、全体だけで見ちゃっていいのか。政策誘導でいろいろな補助をつけてこうやってくださいと言っているんだけど、全く変わらないというあるグループにいらっしゃる法人さんをどう支えていくのかなというところも気にしなければいけないのかとちょっと気になったので、ご質問させていただきました。

○事務局 ご指摘いただいたそういうグループがあったとした場合に、先ほども少し出てきましたが、検査指導ということで個別指導をさせていただいております。そうした中で是正を求めていくという手法で今のところは対応させていただいているということでございます。

○竹並委員 お願いなんですけれども、せっかくこういうシステムができたということは、本来だと11月ごろにこちらの学校の責任者のほうへ伝わっていたようなんですけれども、できるだけ早くということで、もう6月も真ん中くらいへきちゃいまして、早いうちに伝えてあげて、そういう経営をやっている人がこれだけ県からバックアップしてもらえる、したがって、こういう形でやっていこうという、後処理でなくやるためのタイミングがあるかと思うんですけれども、議会も始まって忙しくなるでしょうけれども、原案の組み立て、今日出た話を踏まえて、こんな形なら承認いただけるかなというような形でつくって、一度皆さんに見せてもらって、それで早く伝達してやってほしいなと思うので、これは強くお願いしておきます。

○今井会長 ほかに。

○青木委員 今までは質問ばかりだった、ちょっと私の意見を。

1つが、この中に出てこないのが高等学校の場合の保護者の負担軽減というのが実はこれとは別にあると思うんですけれども、これは実は国から処置されている額というのが、先ほど小林先生がおっしゃっていました高校では大体31万3,000円くらいが国からの補助として出ています。したがって、27万幾らとの差額が多分保護者の負担軽減に回っているんだと思います。これがやはり非常に効果がありまして、実は今年を見ていまして、今年は募集の定員よりも入学者の方が私立高校は700人多いんです。これはなぜそういう現状がこの何年か起きているか。首都圏の中で極めて定員に対する充足率が高いのが埼玉県なんです。その一番の理由は実は保護者の負担軽減であると私は思っています。もちろん私学の独自の努力もあるんですけれども、圧倒的に充足率が高い。したがって、経営がよくなっているのもやはり保護者に直接補助を上げて、私学に行きやすい状況ができています。そのために私学に来やすいので、経営も安定してくれているなという部分を私は感じていますね。今回この中に一切入っていませんけれども、これも今後もぜひ充実させていただければ、きょうの議題とは関係ないと思いますけれども、それをお願いしたい。

○事務局 では、概略をお話しさせていただきますと、今日の議題は運営費、学校に対する補助金の審議が今日のテーマなんですけれども、それとは別に父母負担軽減事業というのがございます。まさに父兄の方、学費を払っている方への負担軽減のための補助ということでございまして、そちらについては特にここ数年は公立高校の無償化ということで、それに対応する私立の部分については、国から公立高校の

授業料が無償になった分、それに相当する修学支援金というのが出ております。年額11万8,000円というのが基本なんですけれども、埼玉県ではさらにそれに上乗せをして交付をしております。その結果、県内の高校の平均の授業料は大体36万円くらいなんですけれども、年収レベルで500万円未満のご家庭の場合ですと、埼玉県の場合は国からの修学支援金と合わせて県費で上乗せをしているものですから、この36万円相当を授業料軽減補助として出しております。実質無償化ということになっておまして、それが今青木委員おっしゃった1つは追い風になっているのではないかとございます。

○青木委員 さっきの途中で切れちゃったものですから。それがまず1点です。

それから、人件費の額の780万円、もしくは学校の負担、1人当たりの人件費の少ない方というのがあるんですけれども、多分埼玉県の私立学校は今から30年から40年前にできた私学が圧倒的に多くて、まだ数年間、いわゆる年功序列で大体どこもありますから、人件費がどんどん上がっていく。ところが、この補助対象額は実は780万円から全然ふえない。先ほど言ったようにいい人材を集めることはすごく大事でして、私は今年も人材確保のために大阪までちょっと出張したりしているんですけれども、やはりこれはよい学校をつくるために人材確保は大事です。もちろん無条件に人件費が高ければいいというわけではなくて、例えば私どもの学校ですと、大学の対策講座をやるときに先生方が夜の7時まで残ってやっていただくわけですね。そういうのには手当を払っている。これは先生方が本当に頑張っているのです。でも、それも一緒に人件費の中になってしまう。そんなことなので、ちょっと人件費のその辺のところを工夫していただきたい、これはあくまでも要望ということで。

○今井会長 ということで。

○青木委員 あと、すぐ簡単に言いますね。それから、同じく30年から、耐震はほぼ終わったと思うんですけれども、老朽化の建物がかなり増えています。これが今後の政策誘導で何とか少しできないだろうかということ。

それから、授業料の値上げに関して、私は……

○今井会長 青木委員に申し上げますが、簡潔にひとつお願いします。

○青木委員 授業料値上げに関して、平均より下ではなくて、例えば平均の1.5倍くらいより高いところが値上げしたら、これは減額してもいいのかな。平均より高い

というのはちょっとでも高いというのは厳しいのかな。同じことを考えると、それは私立の高校や中学や小学校でもいいんじゃないかと。もう既に平均よりも1.5倍以上授業料を高くもらっているところは値上げする必要は基本的にないだろう。そういう場合には僕はカットしてもいいんじゃないかと思います。

これが最後です、すみません。例の人数の30人枠の問題に関してなんですが、あれは30人以下のクラスが1クラスあってもそれはなって、平均ではないんですよ。そうすると例えばちょっとおもしろいなと思ったのが45人の学級が1つあって、35人の学級が1つあると、40人の学級が2つあるよりも補助金の額は増えるんですよ。それだけちょっとおもしろいなと思って。

以上です。

○**今井会長** 答弁しますか……、ただいまのは要望ということで聞いておいてください。

○**事務局** はい。

○**今井会長** それでは、審議も大分尽くされてきたように思います。皆さんがよろしければ、ここで終了したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○**今井会長** それでは、諮問事項3点につきまして、順次議決を行いたいと思います。

まず、平成24年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○**今井会長** それでは、平成24年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきましては原案を適当と認めることにいたします。

次に、平成24年度私立学校(幼稚園)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○**今井会長** それでは、平成24年度私立学校(幼稚園)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして原案を適当と認めることにいたします。

最後に、平成24年度私立学校(専修学校・各種学校)に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○今井会長 それでは、平成24年度私立学校（専修学校・各種学校）に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして原案を適当と認めることといたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたします。

長時間にわたり熱心なご審議をいただきましてまことにありがとうございます。

以上で閉会いたします。

閉会 午後 3時40分